

令和3年度

第3回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉県農業委員会総会議事録

令和3年6月15日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和3年度第3回千葉県農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	10件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	8件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	1件
議案第5号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	1件
議案第6号	千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について	23件
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	6件
報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	18件
報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	34件
報告第4号	農地法第5条の規定による届出に係る買受適格証明願について	1件
報告第5号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	10件

<出席委員> (15名)

2番 浅川 政明	4番 齊藤 元治
5番 清宮 惠理子	6番 槁本 泉
7番 長谷川 秀明	8番 横山 清亮
9番 長谷部 衡平	10番 中村 浩道
11番 秋庭 重樹	12番 佐々木 貴史
13番 猪野 桃夫	14番 齊藤 憲次
15番 石井 一也	16番 市原 律子
17番 高橋 芳和	

<欠席委員> (2名)

1番 小川 友安	3番 深谷 耕司
----------	----------

<事務局説明員>

事務局 長 表谷 拓郎	次 長 圓城寺 英樹
次 長 補 佐 齋藤 聡子	農地活用班 長 中村 健一
農地保全班 長 原田 賢一	農地審査班 長 高山 智裕
農地指導班 長 長谷川 隆之	

	<p style="text-align: center;">開 会 （ 午前10時00分 ）</p> <p>議長 (長谷部会長)</p> <p>ただいまより、令和3年度第3回千葉市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。 本日の出席委員は、17人中15人で総会は成立しております。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。</p> <p style="text-align: center;">議席番号7番 長谷川 秀明 委員 議席番号8番 横山 清亮 委員</p> <p>のご両名をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。</p> <p>事前審査第1班 (高橋班長)</p> <p>ご説明いたします。 議案書1ページをご覧ください。 はじめに第1項です。 本案件は、第2項と一体案件、第3項から第5項が関連案件ですので、一括してご説明いたします。 お手元の資料1ページから9ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります緑区平川町に本店の所在する法人が、義務者であります緑区平川町に在住の方外4名の方々が所有する緑区平川町及び緑区高田町の農地を、新規就農のため、賃借権を設定するものです。 面接した権利者によりますと、農業従事者は当該法人の関連会社で営農経験を積んできているとのことです。 また、事業の運用資金については、農業のみで収支が安定するまでは、関連会社からの出資や、金融機関からの融資で賄う予定とのことです。 将来においては、規模拡大を視野に安定経営を目指すとのことです。 申請地の取得後の作目は、トマトを予定しております。</p>
--	--

議案書 3 ページをご覧ください。

つぎに第 6 項です。

お手元の資料 10 ページから 16 ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります東京都千代田区に本店の所在する法人が、義務者であります千葉県成田市に本店の所在する法人が破産したため、同法人が所有する緑区平山町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

面接した権利者によりますと、当該法人は現在北海道余市町でさくらんぼ、りんご、梨、ブドウを栽培しております。

また、申請地での従事者に関しましては、従前から申請地で営農を続けている方が従事します。

事業の運用資金については、農業のみで収支が安定するまでは、権利者法人と代表者が同一である法人における収益で賄う予定とのことです。

将来においては、千葉市を中心に規模拡大を視野に入れて取り組みたいとのことです。

申請地の取得後の作目は、いちごを予定しております。

議案書 4 ページをご覧ください。

つぎに第 7 項です。

お手元の資料 17 ページ及び 18 ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります千葉県四街道市に在住の方が、義務者であります東京都目黒区に在住の方が所有する若葉区中田町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

面接した権利者によりますと、現在千葉県四街道市で営農しており、苗木や野菜類を生産しております。

また、事業の運用資金については、不動産賃貸及び年金の収入を得ていますが、農業による収益を拡大できるように目指すとのことです。

将来においては、規模拡大を視野に入れて取り組みたいとのことです。

申請地の取得後の作目は、枝豆を予定しております。

つぎに第 8 項です。

お手元の資料 19 ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります花見川区武石町 1 丁目に在住の方が、義務者であります東京都江東区に在住の方が所有する花見川

	<p>区宇那谷町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、長ネギを予定しております。</p> <p>議案書5ページをご覧ください。</p> <p>つぎに第9項です。</p> <p>お手元の資料20ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります緑区あすみが丘9丁目に在住の方が、義務者であります花見川区武石町2丁目に在住の方が所有する花見川区武石町1丁目の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、小松菜を予定しております。</p> <p>つぎに第10項です。</p> <p>お手元の資料21ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります美浜区高洲4丁目に在住の方が、義務者であります中央区南生実町に在住の方が所有する中央区南生実町の農地を、承継するため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、ミニトマト、キャベツ、ナス、キュウリ、そら豆を予定しております。</p> <p>事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p> <p>第1項から第5項について、賃借料が1平方メートル当たり約30円で非常に高いのではないかと思います。権利者と義務者との相対契約なので言及することではないかもしれませんが、農地法第3条の許可の条件のひとつである地域調和要件に関して、地域の水準よりも極端に高い金額で農地を借り受け、地域の一般的な貸賃料を著しく引き上げるおそれのある場合は地域調和要件に</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	
<p>梶本委員</p>	

	<p>適合しないのではないかと感じました。千葉市の賃借料情報によると緑区においては畑の部では1平方メートル当たり平均額12円、最高額20円、最低額5円で、千葉市全体でも平均額が11円です。今後経営規模を拡大していくに当たり、この高い賃借料がベースになっていくおそれがあります。義務者の方が高く借りることはいいのですが、周辺の土地に進出しようとする人の立場からすると、だんだんと土地が値上がりしていくような印象を持ちました。</p>
事務局	<p>賃借料は施設で栽培を行う場合の方が高めに設定される傾向があるなど、営農の形態により賃料設定は異なることがあります。また、昨年度に1平方メートル当たり30円で農地の賃借権を設定した事例もあります。ご指摘のありましたように、地域の実情に比べ極端に高額な賃借料の設定により地域調和要件を満たさない状況にならないよう、指導等を継続していきたいと考えています。</p>
清宮職務代理人	<p>第4項について、義務者が若い方でご本人の了解があるので問題はないのかもしれませんが、「経営規模縮小のため」という理由が気になります。これから農業を背負っていかうという若い方に対し何かしらアドバイスが必要ではないかと思えます。</p>
事務局	<p>義務者の方は会社員で、理由に「経営規模縮小のため」と記載していますが、所有する農地の保全のために当該法人と賃借権を設定したいとのことです。</p>
秋庭委員	<p>第6項について、所有権移転とのことですが、トラクター、コンバイン等もすべて含めての所有権の移転ということでしょうか。</p>
事務局	<p>資料13ページの④生産機械、施設の内容欄に記載しており、トラクター、運搬機、温室、作業場所については無償譲受ということで作業場にあるものをそのまま使い、軽トラック等はリースで調達する予定です。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>第6項について。自己破産したことについては書面等で確認したのでしょうか。</p>

事務局	破産管財人として弁護士が選任されており、法人の破産については法人登記簿で内容を確認しています。
議長 (長谷部会長)	<p>わかりました。他に質問、意見等ありますか。</p> <p>他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議長	<p style="text-align: center;">———— 挙手 ————</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>それでは、事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。</p>
事前審査第1班 (高橋班長)	<p>議案第2号第1項ですが、本案件は議案第3号第1項と一体案件ですので、後ほどご説明いたします。</p> <p>議案第2号の説明は以上です。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>それでは、議案第2号第1項については、議案第3号第1項と合わせて質問・採決等を行います。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。</p>
事前審査第1班 (高橋班長)	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案第3号第1項から第7項及び議案第2号第1項につきまして、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。</p> <p>議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>はじめに第1項です。</p> <p>本案件は、議案第2号第1項と一体案件となりますので、合わせて、ご説明いたします。</p> <p>お手元の資料は22ページから24ページをご参照ください。</p>

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、搾乳牛舎用地とするため、議案第3号第1項は賃借権を設定するものです。

申請土地は、千葉外房有料道路大木戸インターチェンジから東に約500メートルに位置する農地です。

農地区分は、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しました。

第1種農地は原則転用不可とされておりますが、本件は、農地法施行令第4条第2号イに規定する農業用施設に該当するため、第1種農地の例外として認められるものです。

現況は休耕地で、周辺は農地と山林が広がっております。

被害防除については、施設に沿って小堤を設置し、牛の逃走等を防止します。

排水については、汚水及び雑排水は浄化槽処理を行い、蒸発散装置に放流します。

雨水は浸透池で処理します。

他法令関係につきましても、農業の用に供する建築物の建築のための開発行為にあたるもので、都市計画法上の開発許可を要するものではありません。

次に第2項です。

本案件は、第3項から第6項までと一体案件ですので、一括してご説明いたします。

お手元の資料は25ページから27ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

第2項から第5項は、太陽光発電施設用地とするための地上権の設定、第6項は、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉都市モノレール千城台駅から東に約1.8キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と山林が広がっております。

被害防除については、フェンスおよび防災小堤を設置し、土砂の流出を防止します。

雨水は自然浸透で処理します。

他法令関係は、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済みです。

<p>議長 (長谷部会長)</p> <p>楢本委員</p>	<p>議案書の10ページをご覧ください。 第7項です。 お手元の資料は28ページから30ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。 本案件は、資材置場用地とするため、所有権を移転するものです。 申請土地は、千葉市立更科中学校から東に約550メートルに位置する農地です。 農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。 被害防除については、周辺に土堰堤及びフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。 雨水は自然浸透で処理します。</p> <p>次に第8項です。 お手元の資料は31ページをご参照ください。 資料は位置図を添付しております。 本案件は、専用住宅用地とするため、所有権を移転するものです。 申請土地は、JR誉田駅から北東に約2.6キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。 被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。 汚水は、公共下水道に接続し、雨水は雨水浸透枳を設置します。</p> <p>事前審査第1班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p> <p>第3号第1項について、賃借権を設定するとのことですが、参考に賃借料の金額がどのぐらいなのかわかれば教えてください。</p>
-----------------------------------	---

事務局	賃借料については把握していません。
清宮職務代理者	第2号第1項について、所要金額が莫大ですが、これだけの金額をどう手配するのでしょうか。
事務局	国の補助事業を活用する他、日本政策金融公庫からの融資で賄うとのことですが。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第2号第1項及び議案第3号各項について、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第2号及び議案第3号については許可と決定いたします。
事前審査第1班 (高橋班長)	次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」を上程いたします。 事前審査第1班班長、ご説明願います。
事前審査第1班 (高橋班長)	ご説明いたします。 議案書の11ページをご覧ください。 第1項です。
事前審査第1班 (高橋班長)	併せて、資料の32ページから34ページをご覧ください。
事前審査第1班 (高橋班長)	本件は、権利者である中央区川崎町に所在を置く法人が、「賃借権」を設定し、近隣の特別養護老人ホームの建設工事に伴い、現場作業員のための仮設駐車場の設置並びに建設現場から発生する残土を一時的に堆積したいというものです。 総事業面積は2799.96平方メートルです。
事前審査第1班 (高橋班長)	仮設駐車場部分については、鉄板敷きとし、59台分を確保する計画です。 建設残土の堆積置場については、その区域が300平方メートル以内となっており、土砂条例の許可は不要となっております。

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>被害防除につきましては、釜場を設置し雨水を自然浸透させます。</p> <p>なお、当該申請地は筆の一部を使用するものであるため、隣接農地への影響はございません。</p> <p>また、一時転用期間につきましては許可日より令和4年2月28日までです。</p> <p>事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p>
<p>議場</p>	<p>——— 質問・意見等なし ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>——— 挙手 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第4号は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第1班班長、ご説明願います。</p>
<p>事前審査第1班 (高橋班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の12ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。</p> <p>若葉区加曽利町在住の方、他2名が所有している、同町の畑2筆、合計面積3,223平方メートルについて、買取り申出者の父が農</p>

	<p>業の主たる従事者であったことを、令和3年5月26日の現地調査により、長谷川推進委員に確認していただきました。</p> <p>買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。</p> <p>事前審査第1班といたしましては、特に問題はないものと判断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 質問・意見等なし ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第5号は、承認と決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。</p> <p>それでは、事前審査第1班班長、説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第1班 (高橋班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。</p> <p>議案書の13ページをご覧ください。</p> <p>第1項は、若葉区小間子町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積2,680平方メートルを同町在住の農家の方に所有権を移転するもので、権利者の作付品目は「大根、大和芋、ニンジン」です。</p> <p>第2項から20ページの第15項までは、権利者が同一のため一括して説明します。若葉区御成台所在の農地所有適格法人が、同区</p>

大井戸町在住の方、他18名が所有する同町の畑31筆、合計面積11,680平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目は「ニンジン、大根など」です。

第16項から21ページの第17項までは、権利者が同一のため一括して説明します。中央区川戸町在住の農家の方が、若葉区野呂町在住の方、2名が所有する同町の畑2筆、合計面積1,685平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目は「ニンジン、スイカ、トマト」です。

第18項から22ページの第20項までは、権利者が同一のため一括して説明します。緑区あすみが丘在住の農家の方が、同区大椎町在住の方、3名が所有する同町の畑3筆、合計面積3,979平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「キャベツ」です。

次に、23ページをご覧ください。

第21項から第22項は、権利者が同一のため一括して説明します。

若葉区御成台在住の農家の方が、同区更科町在住の方、他1名が所有する同区大井戸町の畑2筆、合計面積709平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は3年で、権利者の作付品目は「にんにく、オクラ」です。権利者は高齢ですが、後継となる子が従事しています。

次に、24ページをご覧ください。

第23項は、農地中間管理事業の一括方式によるもので、花見川区長作町在住の方が所有する同町の畑2筆、合計面積478平方メートルについて、農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会を介して、同町在住の農家の方に使用賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「キュウリ、トマト」です。

権利者は高齢ですが、後継となる子が従事しています。

第1項から第23項の合計面積は、21,211平方メートルです。

本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p>
<p>梶本委員</p>	<p>第2項から第15項について、権利者が同一ですが、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定ではないかと思われます。第23項についてはこの利用権設定ではなく農地中間管理事業を活用することのことですが、国、県、市では農地中間管理事業への誘導を促しています。このことに関連して、千葉県園芸協会が各市町村、土地改良区、水利組合等に対し、農地中間管理事業のPR活動を行っています。そういった状況や農業委員会から千葉市長に対して提出した農地等の利用の最適化推進施策等に関する意見書にも「農地中間管理事業を強力に推進すること。」とありますので、農地法第3条による申請や農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の相談があった場合には、農地中間管理事業を活用することへの誘導をしてほしい旨要望します。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>他に質問、意見等ないので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙 手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第6号については、原案どおり決定といたします。</p> <p>以上で審議案件は終了しましたので、報告案件について、第1号から第5号までを一括して上程いたします。 事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告案件について、ご説明いたします。 議案書の25ページをご覧ください。 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、議案書の26ページまでに6件ございました。 添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付</p>

いたしました。

議案書の27ページをご覧ください。

報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので議案書の28ページまでに18件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の29ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の32ページまでに34件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の33ページをご覧ください。

報告第4号「農地法第5条の規定による届け出に係る買受適格証明願いについて」は、1件ございました。

農地の競売・公売の場合に、買受の申し出ができる者を「買受適格証明書」を有している者に限定することから、買受の申し出に先立って交付を受けておく必要があり、添付書類も含め完備しておりましたので、買受適格証明書を交付いたしました。

議案書の34ページをご覧ください。

報告第5号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、10件ございました。

申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

報告案件につきましては、以上でございます。

ありがとうございました。

ただいまの報告第1号から第5号について、質問、意見等ござい

議長
(長谷部会長)

	<p>ましたらお願いいたします。</p>
梶本委員	<p>報告第4号について、最低売却価格が30,600,000円と高額ですが、どのような土地なのでしょう。</p>
事務局	<p>市街化区域内の農地であり、転用目的も一般個人住宅ということで、宅地の金額となっています。</p>
梶本委員	<p>市街化区域ということですね。承知しました。</p>
横山委員	<p>報告第5号について、是正指導中の案件もありますが、問題意識を共有した方がよいと考えますので、一連の顛末及びそれに対する事務局としての考えを聞かせてください。</p>
事務局	<p>経緯としては約2年前から指導をしており、当該土地は中国人が金属ヤードとして使っています。今回地目変更登記に係る照会がありましたが、実際にヤードとして使用しているため非農地である旨回答しています。また、是正指導中であるので法務局に対してはその旨を備考欄に記載しています。手続きに関してですが、法務局は2週間程度登記を保留とすることが可能となります。この間に土地の状況に変化がなければ地目変更登記としては成立すると思われませんが、当該土地については農地の部分は残っているので、引き続き指導はしていきます。また、農用地区域でもあるので、千葉県と対応について協議中であり、今後千葉県の指導を仰ぎつつ対応していきたいと考えています。</p>
横山委員	<p>農地の部分は指導を継続するということがありますが、農地でなくなった部分については指導の根拠がなくなってしまうということですね。</p>
事務局	<p>少なくとも農用地での違反はあるので、どう指導できるか対応を検討中です。その中で是正がなされればいいのですが現実的には難しいかもしれません。いずれにしても千葉県と連携を図って対応していきたいと考えています。</p>
横山委員	<p>いずれにしても、先に実行に踏み切った者が得をするということがないように指導をお願いしたいと思います。</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>他に質問、意見等無いようです。 これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。</p> <p>以上をもちまして、令和3年度第3回千葉県農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p>閉 会 (午前10時58分)</p>
-----------------------	--